

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年2月7日

三朝町長

三朝町条例第2号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(三朝町監査委員条例の一部改正)

第2条 三朝町監査委員条例(昭和45年三朝町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に町長に通知又は提出しなければならない。	(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に町長に通知又は提出しなければならない。

(町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年三朝町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(三朝町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町下水道事業の設置等に関する条例(令和5年三朝町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。